

第12回RD最終処分場問題行政対応検証委員会 議事録(確定)

平成20年1月31日

県庁別館 大ホール(2階)

1 開会	池田 委員長	ただいまから第12回RD最終処分場問題行政対応検証委員会を開催させていただきます。
	事務局	まず、事務局から本日の配布資料等について、ご報告をよろしくお願いたします。
	事務局	本日の配布資料でございますが、まず会議次第、そして資料1といたしまして、県の対応の総合的な評価(素案)整理表、資料2といたしまして、総合的な評価について(素案)、それと、委員さんのみ、今後の日程調整の連絡表と、返信用の封筒を置かせていただいております。以上でございます。
2 議事 (1) 県の対応に対する評価について	委員長	それでは、前回は、県の対応に対する評価として個別評価を中心に協議したわけですが、きょうは、それを踏まえた総合的な評価について検討したいと思っております。
	事務局	それで、次第(1)県の対応に対する評価について、資料をそろえていただいておりますので、この内容について事務局からご説明をよろしくお願いたします。
	事務局	それでは、資料1、2を使いましてご説明いたしますが、まず、委員長もいわれたとおり、前回の県の対応の個別評価を踏まえまして、今回は、個別で書けなかったこと、全体に係ること、あるいは認識に係ること等、そういうことを総合的な評価ということで、資料2を総括したような形で資料1をまとめておりますので、こちらの方で全体構成などを確認いただきたいと考えております。資料1をごらんください。
		総合評価といたしまして、構成は5つの項目を出しております。
		1つは、処分場の立地の特性についての認識、2つ目が、事業者に対する認識、3つ目が、指導監督権限の行使の妥当性、4つ目が、住民等との連携、5つ目が、県の組織体制と内部対応、この5つを出させていただいております。
		(1)立地の特性についての認識ということで、こちらは現場もごらんいただきましたように、近隣に住宅地があるので、生活環境上の支障があればすぐに影響を受けるところということで、そういった保全対策への配慮が必要な処分場であると、そういう認識を持つべきである。
		(2)事業者に対する認識ということで、当初、事業者は行政指導に依っていたので、比較的悪質ではないという認識を持っていたが、一定時期から、やはり事業者の本質を見て対応する必要があったのではないか。県の認識は甘いということで、それが問題を大きくした端緒になったのではないか。
		それと、一般的に廃棄物の受入れが多ければ多いほど、経済的利益が大きくなりますので、許可容量を超えた埋立てが行われやすいということ

で、そういう目で事業者を指導していくという認識を持つべきではなかったか。

それと、RD社は最終処分業のほかに、収集運搬とか中間処理業を取得されておりまして、同一場所で多様な廃棄物を扱うということで、最終処分場としての許可品目以外の廃棄物が処分場に持ち込まれる可能性がある。そういう認識に立って対応すべきということで、まとめさせていただいております。

(3) 指導監督権限の行使の妥当性ということで、現状の把握のために、法に基づく報告徴収とか定期的な立入検査といったものを取り入れて確認をする、そして記録に残す、そういう対応が必要ではなかったか。

それと、長らく行政指導で違反行為に対応していたわけですが、行政処分の実施に若干消極的ではなかったか。もっと早期に改善命令とか業務停止命令といったもので行政処分をしていれば、業者の対応が変わったのではないか。タイミングよくそういう権限を行使しなかったということが、事態を悪化させる要因の一つになったのではないか。

そういうようなことから、業者に対して、少々違反をしていても県の指導どおり従っていれば大丈夫でないかというような認識を与えてしまったのではないか。

(4) 住民等の連携ということで、県と住民との信頼関係が崩れて、住民と県との間で溝が生じるという形で、本来、連携によって事業者を監視する、あるいは問題のスムーズな解決をしていくべきところ、そういう対応が難しかったのではないか。

それと、県は情報公開を積極的に行う、そして県の対応等についての説明責任を十分に果たす。そして逆に、地域からの苦情、情報といったものを行政に活かすために、真摯に受けとめて、収集した内容を検討していく必要があったのではないか。

それと、栗東市との関係でございますが、より密接な連携のために、定期的な意見交換の場をもっと早い時期から設置して対応されるとよかったのではないか。

(5) 県の組織体制と内部対応ということで、当時、少ない人員で処分場の監視等に当たっておりましたが、それでは十分でないということで、人員の確保に努めるべきでなかったか。

さらに、詳しいマニュアル等がなく、記録の作成、整理、あるいは保管の共有化、引き継ぎ、そういうことが十分でなかった。それで、継続的な指導監督が十分できていなかったのではないか。

それと、一つ一つの問題に対応するというので、県はこれまでやってきたという証言がございましたけれども、そういうことだけでは全容解明など抜本的な解決に至らないということ、もう少し認識していく必要があった。それと、原因者に当然経費を負担させて、違法行為を改善させることは必要なことですが、長期化するということを見極めた対応が必要ではなかったのではないか。

以上、5つにまとめさせていただきました総合評価をもって、本日は予

定しておりませんが、こういうことを総括いたしまして、結論ということでまとめさせていただきたい。結論には、県の組織上の責任ということが明記される予定でございます。これは、次回ご検討いただきたいというように考えております。

続きまして、資料2の方は、それほど長くございませんので、原文を読み上げさせていただいてご説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、資料2を読み上げさせていただきます。

1. 処分場の立地の特性についての認識

本件最終処分場は、栗東市小野地区の丘陵地にRD社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

このため、県は、処分場周辺の住民からばい煙等の苦情があれば真摯に受け止めるとともに、近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないよう、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であり、RD社に対する指導監督については厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであった。

2. 事業者に対する認識

当時、RD社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っている、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだRD社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成7年から8年以降は、RD社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、RD社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった端緒ともなったのではないかと。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、RD社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきものであった。

さらに、RD社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産業廃棄物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ゴムくず、ガラスくずおよび陶磁器くずなどの安定型許可品目以外の多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなると思われ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があったのではないかと。

3. 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取り消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたびR D社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第18条に基づく報告の徴収については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、R D社の現状を的確に把握し、監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的にR D社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないかと考えられる。

一方、行政指導は、一般的に行政処分比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であるから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、R D社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成10年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は74件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は40件であったことから、全国的にも違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

R D社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成10年6月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年5月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記のとおり当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査および指導の強化について』において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準が示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があることと等、一定考慮すべき事情もあるとはいうものの、県は行政処分に消極的であったのではないかと考えられる。

個別の検証で述べてきたとおり、R D社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後のR D社の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、R D社に対し、違反をしても、県の指導にある

程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

4．住民との連携

R D社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、R D社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、R D社への指導を強く県に求める住民と、R D社に対しては法の範囲内で、かつ違法性が明確にならないと指導はできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携によるR D社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県としては、この処分場は、住民が近接して生活し、生活環境の保全上の関わりが深く、影響も受けやすいため、情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要となる。その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最もわかっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、情報収集した内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないか。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成18年3月には、定期的な会議として、R D問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないか。

5．県の組織体制と内部対応

(1) 廃棄物行政の体制

平成元年度から平成8年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成5年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は、5名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成5年度以降は平成元年度の2倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成9年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成13年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行革の中にあって、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

(2) 組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成9年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類保管状況が十分とは言いがたく、それまでの具体的な経緯がわからなくなり、その後の指導監督

にも支障をきたすおそれもある。また、R D社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果については是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことから、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、R D社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、R D社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

(3) 県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、R D社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成12年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づきR D社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、R D社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも全容解明など、抜本的解決には至らないことを認識するとともに、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということは重要であるものの、長期化することを見極めて、対応を検討すべきであったのではなかったか。

以上でございます。

委員長

今、総合的な評価整理表の資料1と、それから具体的な資料2を読み上げていただきました。それで、資料2の方を中心に見ていきたいと思えます。1から5まであるわけですがけれども、一つひとつについて確認していきたいと思えます。

まず、1番の処分場の立地の特性についての認識という記述ですが、ここについて何かご指摘はありませんか。これまで検討してきたことをまとめてもらい、そこに書かれているような認識を持つべきだったということですが、何か抜け落ちている点や書き足りない点などありませんか。

よろしいですか。それでは、ここはそういう認識を持つべきであったという記述でよいと思えます。

では、2の事業者に対する認識の方で、何かご指摘はありませんか。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員

別の本を読み直して、これはむしろ、住民との対話のところを取り上げるべきかもしれないけれども、R D社自身が、住民に対して本來說明

責任を負っているはずなのに、県の指導に従っているのに、あなたたちに説明する必要はないということを使う。結局、住民は県を通じて、業者に対して話をするというような形になっていくと、それはそれで行政が住民に集中砲火を浴びることになる。

これも、後で出てくる、ご本人たちに被害者意識が生まれるというような悪循環があるものですから、R D社自身に住民に対して説明をさせると、彼ら自身に説明責任を直接果たさせるということ、どこかに入れた方がよいのではないかと。

委員長

そうすると、R D社と住民の皆さんとの関係について、R D社に指導をするという姿勢が少し足りないということですね。ただ、行政指導はしたということは出ているのですけれども、行政指導をしたということで安心してしまっているわけで、行政指導の結果がどうなったかということについても十分に把握しなかった。

4 ページの一番上のところに、「指導結果については是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された」となっている。だから、全体的に指導したら、それで一応責任を果たしたというような姿勢があった気がします。そのことについても指摘されてしかるべきというように思います。

ほかに、何かありませんか。記述については後で直したらよいのですが、お気づきの点があったら、言っていただいたらよいと思います。

記述のことで、事業者に対する認識の「検証」の2行目のところ、「、」は要らない。「前向きに事業者に取り組む姿勢をもっている」と、ここで切れてしまう。それから、後ろの方で、「廃プラスチック、ゴムくず安定型許可品目以外の」となっていて、安定型許可品目、そういうものを持ち込むというのは許されるわけですが、それ以外の多様な違法な産業廃棄物の例はありませんか。

あると思うので、具体的にもう少し入れてください。

事務局
委員長

それも、やはり入れておかないとおかしいと思います。

この事業者に対する認識のところは、いかがでしょうか。ほかにご指摘はありませんか。

「認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった端緒ともなった」と、これは「端緒」と言うのではなく、「原因」とか「要因」というのならわかるような気がする。「端緒」といったら、ちょっと当たっていない。

そしたら、また後で変えてもよいので、3の方にいきましょうか。

指導監督権限の行使の妥当性ということで、検討したところ、ここがやっぱり中心的に記述も長いわけですけど、ここについて何かご指摘はありませんでしょうか。

どうぞ。

宮本委員

これは、その場、その場で丸く収めようとしている現場の課レベルでの判断が、最終的にR D社が抜本的に何かアクションを起こすことを促すことにならなかったという話だと思うわけです。

ここから先は、むしろ、県庁内の文書のつくり方とか私自身はよくわか

らないわけですが、不作為である理由というのを文書化して、意思決定をしておく。だから、今、処分を発動しないんだということを意思決定するプロセスというのは多分必要なんだろうと思うわけです。そういうことは普通しないから、不作為がいつも重大な事案を招くわけです。

その意味では、私は何度かここで申し上げていますが、その発動要件のマニュアル化みたいな話は書いてあるわけですがけれども、例えば許可された線引きから何メートル以上はみ出してしまったら、自動的にある処分が下ると。

例えば文書の指導とか、それが何回以上あると、自動的に行政が関わるといような明示されたマニュアルがあって、そのとおりやらなくても当然よいわけですが、その羈束裁量で羈束性の幅を狭めるところまであって、しかも、それを超えているときに、「一応今回は見逃す」みたいなことを意思決定する仕組みをつくっておかないと、多分、後から検証できないし、そういうのはご検討いただけないのかなというのが、ここで読んでいて、我々、別に批判するのは自由ですが、そうではなくて、今後そういうことが起きないためには、不作為を意思決定する仕組みを考えた方がよいのではないかと考えています。

あと、その不作為の意思決定の一つのやり方として、今みたいな完全マニュアル化ですがけれども、やるべきことを決めておいて、それを発動しないときに意思決定するという仕組み。

もう一つは、後から業務日誌に復命しましたと業務日誌みたいなものがばらばら出てくるわけですが、住民からこういうクレームがあったので、こう回答しましたとか、業者に対して指導しましたというのではなく、そういう書き方に今なっているわけです。それと、どういうつもりがあったのか、今後どういう対処方針をとるのかを書く欄があったら、多分、行政官の日々の心がけが違ってくるような気がするわけです。そういう日々の仕事の書き方を、具体的に考えたらいかがでしょうかと思います。

委員長

次回の再発防止策ともちょっと関係するし、ここでもそういう記述も必要という気もします。どうでしょうか、その点について。

上田室長

最終処分場特別対策室でございますが、この行政対応検証委員会の審議と合わせまして、今、私どもでその具体策というか、そういうものをつくりかけております。それと、机上の空論にならないように、地域振興局の職員にも相談をかけながらやっていこうとしております。

その地域振興局の職員との協議はまだ整っていないわけですが、一つは廃棄物処理法の施行マニュアルみたいなものをつくって、行政指導と行政処分の区分の明確化ですとか、先ほど宮本委員がおっしゃったような、私どもも事業者のカルテという、要するに過去の経過を見れば、いろいろ行政指導をしていて、そしてその行政指導で収まっているという累積が担当段階でできていない。

だから、業者カルテのようなものを考えないといけないということで、前回のときに宮本委員がおっしゃいましたイエローカード、レッドカードという、そういう考え方も検討し、再発防止策の実務的な検討を始めかけ

委員長 ているところでございます。

だから、3の指導監督権限の行使の妥当性のところでは、相対的に言えば、県としては産業廃棄物行政というものについての認識が甘かった。行政そのものが個別の指導とか監督とかということ全部総括すると、やっぱり産業廃棄物行政がどうあるべきかという、確固たる信念が不足していたということになるのではないかと思います。

だから、その都度の対応に終始しているということですから、強いて言えば、その職員の産業廃棄物処理法に対する認識が不足しているとか、やはり研修をもっとしておかないといけなかったということにつながるような気がします。

ですから、住民の皆さんの方からも、職員が知識不足だったというような指摘もあったような気がするわけです。やっぱり産業廃棄物行政というのは非常にシビアなものだという認識が、県としては欠けていたということも言えるのではないかと思います。

どうですか、ほかに何かご指摘はありませんか。

渡部委員、どうぞ。

渡部委員 私も、全く同意見です。要するに、行政指導をその場、その場でやっておられたことは、それはだめだったという訳でなくて、一つひとつのものをとらえるのでなくて、全体として見ると情報が集約されていなかったために、その業者について行政指導にとどまって、行政処分の発動をおくらせてしまったということが一番の問題点になると思います。

これは、原因であると同時に、今後の対策ということで、まさに先ほど言われたようなカルテとか、そういうことをやっていただきたいということが一番の感想で、検証しにくかったことがやっぱり問題だったのではないかと思います。

委員長 私も、今ご意見のあったとおりではないかという気がします。

そのあたり、そういうトーンをそこへ含めるということをしていただければありがたいと思いますが、3について、ほかに何かご意見はありませんか。

そしたら、また後で戻っても構わないので、4の方にいきましょうか。

住民等との連携の点では、どうでしょうか。ここの検証の最初の2行のところ、「RD社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより」という文章は、1行目は信頼関係が崩れた原因、理由ということで理解したらよいわけですか。

事務局 そうでございます。

委員長 そうすれば、信頼関係がそこで崩れたことの説明はあるということですね。だから、基本的には、県と住民が対立構造にある必要性はなくて、むしろ協働の関係にあるべきで、そして問題を解決するべきであったけれども、そういう図式はずっと後になって構築されるので、最初はそうではなかったということは、そこに表れているので、それでよいと思います。

ここのところ、何かご指摘はありませんか。宮本委員、どうぞ。

宮本委員 早川先生の本を読み直しても、安全イコール安心ではないと書いてあって、これはほかのところでもよくある話で、いろんなところに出てくるわけです。

行政は、当然その環境基準があって、それに従っている限りはリスクというのはゼロではないので、許容審査の範囲内でやりますと言う。住民の方は、それでは安心できないので、そこに多分一般的にはリスクコミュニケーションの問題があって、学問的に言うと、リスクコミュニケーションとして、原発みたいなすごく甚大だけれども、ミニマムなリスクをどうやって人に納得させるかのような話になってしまいます。

この場合は、むしろモニタリング調査とかのときに、どういう調査をするかという制度設計みたいなものを含めて、情報公開というのは何か安全ですという、その安全宣言を受け入れてもらうための結果の説明ですが、そうでなくて、その安心をつくっていくためには、これからこういう調査をしますと説明が必要です。

そのときに、どうしてその調査をするのですかということも含めて、プロセス自体が公開されていることが重要で、この辺には、例えば真摯に受けとめるべきだとか、そういうことが書いてあるわけですが、そういう精神論だけではなく、また情報公開というだけではなく、情報収集過程の公開みたいなものを考えた方がよいのではないかというように思います。

委員長 県としては、住民の生活環境について十分配慮して、安全、安心をそこに構築するという責務があるわけですが、安心をさせる、あるいは安全ですというような意識を持ってもらうような、そういう行動は少なかったような気がします。

このところは、特にご指摘はありませんか。

この4行目から5行目に、「RD社への指導を強く県に求める住民と、RD社に対しては法の範囲内で、かつ違法性が明確にならないと指導はできないとする県との間」と、廃棄物担当部局からは、そこまでは厳しいと言うかもしれないし、違法性が明確でなくても、指導はしていたのと同じですか。

上田室長 この指導という解釈が、行政手続法に基づく指導ということであれば、違法なものがあれば、指導ではなくて、処分になります。指導という言葉はそれも含んだ形になっているのかというように思っていますので、今ちょっと言わせてもらったわけですが、法にはっきりしないものについて指導していく、住民さんの話を聴き、事業者の話を聴きながら、法ではっきり規定していないものは、こうしたらどうかということは指導しております。

その指導は、当然限界がございまして、事業者が従いませんという苦情申し立てをすれば、それ以降の指導をやることは違法だという判断をされます。そういうものと、違法が明確になっておれば、これは処分ということになります。

ただ、今の表現だから、違法がはっきりしているのに、処分をしていないのと違うかというものもございまして、そこら辺を明確に整理した方

	<p>がよいわけです。</p>
委員長	<p>だから、違法性が見当たらないと処分できないという話はわかるわけだが、現に指導はしていたような聴取り調査はしていたと思う。</p>
上田室長	<p>それと、先ほど宮本委員がおっしゃった、R D社に説明させるということでございますけども、やっぱり許可権者としてしましては、事業者に対しても、住民さんに対しても公平性と公正性を十分確保してやっていかないといけないという立場がございます。</p> <p>その中で、住民さんとは、ここに書いてありますように、やっぱり連携をしていかないと、うまくいかないというような意味合いの中で、先ほどのR D社に説明させるというのは、こういう中に入れていただいた方がよいかという思いを持っております。</p>
宮本委員	<p>それはもちろんです。</p>
委員長	<p>このところは、先ほど出てきたところとも関係があると思うけれど、当初においてR D社を、県としては信用していたというようなところがあった。だから、県がそのR D社を初期においては信用していたということの裏返しで、住民対応に出ていたということはあるわけです。だから、住民の言うのが不自然で、R D社が言っているのが真っ当だということも、前のことと裏腹になるけれど、書いておかないといけないという気がします。</p> <p>記述等について、ご指摘はありませんか。内容的にはどうですか。特にご指摘はありませんか。</p> <p>それでは、5の県の組織体制と内部対応について、ご意見をいただきたいと思いますが、どうですか。</p>
宮本委員	<p>3ページが一番下の方に、保存期間の話が出てくるわけですが、あと、4ページに入ると、例えば記録がないというので、これは私自身も行政官の経験があるので、問題が深刻になればなるほど担当者は忙しくなって、文書を残すことは考える暇がなくなるというのは事実で、後から検証というのは非常に難しくなる。</p> <p>しかも、形式的に残る文書、例えば出張の起案とか、それから予算の支出の起案はきちっと残るわけですけど、意思決定の経過というのは担当者の個人メモだったり、部内会議の議事録であったりという形で残るので、むしろ、それを本当は残しておかなければいけない。</p> <p>ただ、そこで残ったものが、将来、情報公開請求によって公開されるというプレッシャーが、当該行政官に規律を与えるわけなので、その意味では、何を残すかという基準を明確にしないといけない。情報公開の議論もそうですが、ある文書を捨てるなというルールはすぐつくるけれども、何を残すべきかというルールを確立するのは、簡単じゃないことはよく承知をしているのですが、担当課の方でご検討いただけないか。要するに、次回までに、再発防止策を書くときに具体的な案はありませんかというのが1つです。</p> <p>2つ目は、人事ローテーションの話ですが、先ほど委員長の方から難しい仕事だからということをおっしゃったわけですがけれども、その意味で</p>

は、人事ローテーションとしては評価が必要で、ここには書いていないわけですが、確かに産廃行政の経験が一つです。

もう一つ、言葉は非常に悪いんですけど、クレーム処理の経験、基礎自治体であれば徴税と生活保護ですけども、県庁の場合に、住民の困っている人の相談を受けた経験があるかというのは、中央省庁だと、ほとんどそういう経験がないわけですけども、県庁の中でご配慮しておられるのかなと、これは現場の人に聴いておくべきことだったと私も反省しております。そういうものが住民運動へのアレルギーを除去するのだと思う。もう一つは、こういうところで一生懸命働いた人の評価というのを、後で書いていきたいというのが私自身は思っております。

最後に、県の対応に係る基本的な考え方のところですけども、私自身はいろんなところで書いているわけですが、産廃行政という狭い範囲ではなくて、健康管理とか環境、この場合は琵琶湖環境部ですけども、琵琶湖環境部の中で閉じているのではなくて、知事官房みたいなものが目安箱的組織というのを持っているかどうかというのは、実は個別の担当部局の方も緊張関係がある。

その意味では、行政監察官はよくあるわけですけども、むしろ行政評価課と、これも一時のはやりで、何か数値目標をつくっているみたいなイメージですが、そうでなくて、知事官房にパブリックリレーションオフィスで、住民がこんなに苦情を言っているが、それでよいのか、そういう部門が真ん中であって、そこから担当部局が説明責任を求められるというのが、あってもよいのではないかと思う。

その解明というのは、やったということはここでも聞いておりますけれども、その辺の経緯を1行、2行書かれた方がよいのではないかと考えております。

委員長

ありがとうございます。ご指摘はもっともだと思います。

そもそもこの問題に対処するに当たって、関係の部局間の連携が足りなかったという指摘もありました。例えば、廃棄物に関わることであるけれども、建物の建設の際に建設部局との連携がとれてないという指摘とかありましたが、やっぱり関係部局間の連携の不足というの、そこに挙げないといけないのではないかという気がします。

それと、さっき言ったように、やっぱり職員の認識が甘いということは、これからの個々の対策とも関係するけど、職員の指導で、廃棄物処理法や、その他の知識を得る機会がなかったということも問題だと思うわけです。廃棄物行政の対応について一致した認識というか、検証のようなことをきちっとやって、皆の共通認識を持って対応するというような姿勢がなかったというようなことは、組織問題としてやっぱり出てくるように思います。

これについては、どうですか。渡部委員、何かありませんか。

渡部委員

まさに4ページの最後の3行ですね。「原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということは重要であるものの、長期化することを見極めて、対応を検討すべきであったのではなかったか」というところが、最

後の締めくくりのミソになると思います。

我々は見たらすぐわかるわけですが、やはりもう少し説明が要るのではないかと思います。

委員長

ここは私もそれを思ったが、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということ、廃棄者責任を追及するということは、重要なことでしょう。ここの3行は、言っていることがちょっと不正確で、意味がはっきりつかめないと思います。

ここで言わんとしていることは、砕いて説明いただいたら、どうなるか。

事務局

まず、ここでは2つのことを言っておりましたものを、一つの文章にまとめております。県は、当然いろんな問題が出てくると、それに対しては丁寧に一つずつ対応していくというようなことをされているわけです。一つひとつは、当然それで説明されておりますが、ただ、請願の問題もございましたけれども、一つずつをとらまえて全体まで考えられているかという、必ずしもそこまでは言い切れないのではないかと。

やっぱりこの問題解決には、全体的なことを考えていただくという機会というか、それが必要ではなかったのかというのを、前段で申し上げております。

後段の方でございますが、違反行為をした原因者に経費を出させて、改善させるというのは当然で、大事なことでございます。ただ、今回事業者もそれに従って、かなり期間は長くなりましたが、県はそういう対応をしていただいております。ただ、それは大事なことですけれども、そればかりを追っておりますと、今回もガスが発生してから現在まで8年かかっておりますし、やはり住民さんとか、いろいろなところから早期の解決を求められておりますし、県自身も早期解決を目指すというように言われております。

そういう大事なことではあるわけですが、やはり処理を迅速に早く終わらせるということも一方では考える必要がある。そういうことを全然考えずに、事業者にさせていくだけでは具合が悪いのではないかと、ところを、指摘をさせていただいたところでございます。

しかし、確かにこういう短い文章にしてしまいますと、理解がされないというところがございまして、さらに検討させていただきたいと思いません。

委員長

今の説明で、「長期化することを見極めて」というのは、もっと短期に処理して解決すべきだったという意味なのか、それとも、とにかく問題が長期化することは避けられないという意味ですか。

事務局

やむを得ないところはあるわけですが、ある程度早い時期に解決できるような努力がされてもよいのではないかと。やはりもう少し迅速処理がされなかったのかどうか、そういうところを指摘しております。

委員長

それだったら結構です。この検証委員会も、そういうスタンスで臨んでいるわけです。ですから、「長期化することを見極めて」というのは、最初から長期化の対応をするというようなとられ方をすると困るということ

です。

ほかに、ご指摘はありませんでしょうか。

全体でどうでしょうか。木邊委員、何かありませんか。委員は前回、休んでおられたので、発言されにくいかもしれませんが、もし何かおありでしたら、ご発言いただければと思います。

よろしいですか。

では、これ全体として、1から5と項目の設定が5つになっていますけど、項目の設定はこれでよろしいですか。

検証委員会の検証報告書というのは、ほかにも幾つか出ています。宮本委員も関わっておられたものもあるわけですが、そこを見ると、警察対応について書いてあるものもあるわけですが、先ほどもちょっとお話ししていただきましたが、今回のRD問題については、警察対応というのは出てきてないわけですが。

だから、もともと何も出てきてないのに、我々が検証で触れるというのはどうかという気もするけれども、一回も告発はしていないという話ですね。

上田室長

他府県の事例は、事業者が暴力団とかなり関係を持ってあって、立ち入りをさせないとか、暴力団が怖いという中で、職員が見て見ぬふりをしたとか、行かなかったということがあるわけですが、RD社においては私どもの範疇ではそういう関わりはございませんでした。

過去の経過を見ていただいても、指導はしており、そして一応改善して、そして忘れたころに、またやるというようなことはありましたが、県が指導していない状況ではございませんので、警察官が入っているというようなことはございませんし、そういう必要もなかったのではないかと考えています。

委員長

全体として、前回にやりました個別対応のまとめたものということで、県の対応の総合的な評価を、一応まとめるというのが常識的です。これについて、きょうはそこへ出ていませんけれども、結論というのが一般的にあります。だから、次回は結論ということで、これを踏まえて、どういう結論をそこに述べるかということ、もう一回ご検討いただきたいと思います。

きょう見た内容で、少し指摘があったところについては、また書き直してもらおうということもあると思います。これで総合評価の検証として行ったということで、これを活かしたいと思いますが、よろしいですか。

そうしましたら、(1)の県の対応に対する総合評価について、この素案を活かしながら、きょうあった意見をそこに入れていただいて、修正を加えるということにしたいと思います。

(2)
その他

それでは、(1)はそれぐらいにさせていただいて、(2)その他について、事務局の方で何か用意しているかと思いますが、よろしく願いいたします。

事務局

「その他」でございますが、今回の総合的な評価を受けまして、次回は具体的に再発防止につきまして、ご議論をいただこうと考えております。

	<p>つきましては、これまで総合評価の中にも再発防止に関わるような項目も入っておりますが、そういったことを踏まえまして、具体案をつくるに当たりまして、委員の皆様から、今お考えのある範囲で結構でございますが、こういうところはやはりポイントではないかとか、この点は盛り込んでほしいとか、そういったことをもしお感じになっておられましたら、この場で少しご意見をいただけるとありがたいと考えております。</p>
委員長	<p>結局、我々の検証が再発防止につながらないとおかしいわけで、再発防止のために検証しているということもあろうかと思えます。その再発防止について、1つは監視等の体制の強化ということ、2つ目は情報の整理と充実ということ、3つ目は住民等との連携の強化ということが柱になるということかと思えます。</p> <p>特に、この点は強調しておかないといけないとか、この点は抜いた方がよいとか、何かありませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
宮本委員	<p>2点あります。1点目は、部局長が知事と契約をするような、部局長のマニフェストをやっている県があります。今年度、自分が部長を務めるに当たって、これこれを、このようにしていくというものです。</p> <p>先ほど、場当たりの対応で、渡部委員がおっしゃった長期的な視野を含めてという話ですけれども、インクリメンタリズムという批判がありますけれども、インクリメンタリズムというのは悪いことではないというか、価値中立で調査してみましようということ。調査して本当に悪かったら、本当にちゃんとやりましようという落ちを先行して考えて、そこに強引に持っていくのではなくて、一々考える。それによって判断をするというのは悪いことではないです。</p> <p>他方、アドホックに逃げの態勢になる可能性もありますから、それをとめるためには何か大きな枠組みが必要で、1年、2年先にこうするというものを決定する機会が必要だと思っている。</p> <p>ただ、それは県知事が県庁全体の方向性を把握するためにやる話なので、滋賀県ご自身がそういうことをやっておられれば、それに乗せればよいわけですが、やっておられないのに、環境部だけがやるというもおかしな話なので、そこのところは、県庁全体の行政機構改革みたいなものの中でご検討いただいているものとリンクできないかというのが1点です。</p> <p>もう1点は、今回は行政対応検証委員会ですから、そこは外れるわけですけれども、私は政治学者ですから、県議会の性格というのは常に考えていて、住民運動をやらなくても、本来、その地域の利害を大きな行政問題として取り上げていくのは地方議員の役割ですから、その人たちがいかに活躍をしていただけるのかというのは、本当は考えなくてはいけないところがある。</p> <p>それは、今回の対応の中に、スコープに穴が空くかもしれませんが、本来は考えてもよいと思っております。</p> <p>ちょっと議事録に残すためだけに、発言をさせていただきました。</p>
委員長	<p>我々はいただいた資料を十分にこなしていないこともあるかもしれませ</p>

	<p>んが、今回、これまでの評価でも、それなりに議会で質疑応答があったという新聞記事等もあったと思うわけですが、余り議会在場しませんでした。</p>
宮本委員	<p>議事録もいただいています。</p>
委員長	<p>議事録もいただけたけれども、個別評価、総合評価のところでは、余りそれはあらわれていないですね。</p>
事務局	<p>総合評価のところの請願です。請願の件につきましては、いわゆる議員さんからの請願です。議会では、RD問題はやっぱり大きな問題でしたので、発生以降、議会でも質問はされていますし、議会としては、ここには公表の場面は少なかったかもわかりません。</p>
委員長	<p>それなりに対応はしていたと思う。</p>
事務局	<p>議員さんは、それに対する対応についても、県の姿勢とか、ご質問がたびたびございました。</p>
委員長	<p>やはり再発防止策については、今言ったように、広い意味の再発防止等の対策強化、対策の強化という意味は、こういう問題が起こったときは早期発見するとか、そういうような体制の問題も全部含んでいるわけです。不法投棄などがあった場合の対処方法とか監視強化とか、それから業者の指導監督とか、そういうものは皆含んでいるわけです。</p> <p>それから、住民等との連携の強化というのは、やっぱり今回の教訓だと思うわけです。だから、先ほどのところに出てきていたように、共同して「地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて」と書いてあるけど、そのところはやっぱり今後の防止策ということでは強調されてしかるべきだと思います。</p>
	<p>木邊委員、どうぞ。</p>
木邊委員	<p>この再発防止が次に出てくるわけですが、この資料を見せていただきながら、自分自身の意見として、ちょっと言い当てたかなという感じもいたしました。</p> <p>というのは、この資料1の(5)に書かれている適正な保管、例えば任意の団体とか、婦人会とか、青少年団体とか、そういうときは引き継ぎでずっと、何十年言い伝えられ、引き継がれてくるというものがあるわけです。その中に、本当に失ってはならないもの、そういうものがいっぱいあるわけです。</p> <p>ところが、この県庁組織というのは、やっぱり異動があります。入ってくる人がいれば、退職する人もいます。ですから、本当にこの記録がいつも整理とか、よほど十分でない、言い伝えられることだけでは不十分です。だから、産業廃棄物にしても何にしても、特に産廃の場合は不法投棄がたくさんあります。やはり捨て場所がないと困るわけです。</p> <p>だから、これが琵琶湖に流れていく、そういう変なものが流れていかなないようにとか、毒物が少なくなるような処理の仕方、それをマニュアルだけでなく、実際にやっていく人、組織、こういう組織のときには、若い人から高齢の人まで、たくさんの職員が従事すべきではないか。そしたら、若い人たちが10年、20年とやっていくうちには、本当にそうなけ</p>

ればいけないんだということがわかる。異動で2年か3年で、ほかの部署へ変わってしまうのでは、これは絶対にできないと思うわけです。これは県に対する私の意見でもあります。

このことで、皆さん方が責められるのも大変です。結局、その当時いる人たちが責任を持たせられるという、かわいそうだと思う面と、こういう危なかしいものに対しては、そういうことのないようにやはりちゃんとした組織がほしい。この任期のうちにすればよいという無責任な考え方になりかねないから、それがいいような組織づくりを、ぜひ皆さん方から上の方に上げていってほしいと思います。

そうでないと、このマニュアルの見方一つで、どんなにでもできる。そして、今回のRD社に対して、非常に権威的であったのか、従順な対応をしていたのか、わかりませんが、やはりきちっとした権威を持って再発はさせないことが大事です。まだいっぱい産廃業者が出てくるので、このRD社というものをよい教訓というか、手本にしたいと思います。それがないと、やはり住民も困るわけです。だから、そこら辺をきちっとした態度で、威圧的でなく、しかし、変な言葉で言うと、なめられないようにしてほしい。県の職員だったら、どうせ2年か3年でどこかへ異動するので、「よいようにしておいたらよい。知事も代わる。」このようでは困る。滋賀県では、「担当職員が、どこに異動しても、変なことはできない。」ということ、滋賀県民が全部持つような体制づくりをしていただきたい。

これは、大変大事な問題でないかと思えます。たまたま私が関係している団体というのはずっと何十年も続いていくものですから、必ず一本筋が通っています。この県の組織は、知事は代わるし、担当者も代わるし、知事によってはどんな形にもなっていくという、これが行政だと思えますが、どうにもならないものを、きちっとやはり確保していただきたい。

この大変さを皆さんも日々味わっていらっしゃるわけですから、どうぞ禍根を残さないよう、次の組織に向かって長く伝えられていくようなものを次の人に要請していってほしい。それには、県民みんなが声を合わせなければいけないし、遠方からお越しの各委員の方々のお声も反映しながら、それをお願いしてやみません。

委員長

どうもありがとうございます。

今、木邊委員が言われたように、やっぱり行政の継続性というか、職員の方は3年に一遍ぐらい変わられ、同じ部署にまた戻ってくるということもあれば、また経験が活かされるわけだが、もし一過性で3年ばかり琵琶湖環境部に所属して、また別のところへ行っただという話になると、その当時の現場での責任を持って仕事はしておられるとは思いますが、やはり後々を考えると、一過性で将来のことまで十分に考えてやっていたかということになると、首をかしげるような、そういう対応もあったということになりかねないので、今、木邊委員が言われたような、一本筋が通った行政が、ここに、なければいけないということです。

大変貴重なご意見をいただいたと思います。

全体として、委員の皆さん、特にここでご発言はありませんか。

3 閉会

事務局

よろしいですか。

それでは、きょうは一応ここにある次第の内容についてご検討いただきましたから、次回は先ほど説明がありましたように、総括のいわゆる結論の部分と、それから再発防止策についての文章にしたものをご検討いただきます。そして、全体を総括して、報告書の体裁を整えるということをやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局の方から、また連絡があると思いますので、第12回の検証委員会を、これで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

どうもありがとうございました。

事務局の方からは、今後の日程調整をさせていただきたいので、また日程調整表をお書きいただきまして、来週早々にはいただきますよう、よろしく願いをいたします。以上でございます。

本日は、本当に遅い時間からの会議になりまして、申しわけございませんでした。どうもありがとうございました。

以上